

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査  
(海外経済協力業務) に対する意見

2008年2月14日

「環境・持続社会」研究センター (JACSES)

田辺 有輝

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査 (海外経済協力業務) に対する意見を下記の通り提出する。

コメント1:

報告書内で事例として挙げている案件は、すべて案件名を明記すべきである。

- ・ ガイドラインの実施上の効果と課題をより明確にするために、報告書内の事例は案件名を公表し、ステークホルダー等からの意見を受け付けるべきである。
- ・ JBIC の円借款案件名や環境社会配慮策等はすでに公表されており、案件名を明記することに実質的な障害があるとは考えられない。

コメント2:

ガイドラインのすべての項目・要件を調査すべきである。

- ・ 報告書内で調査された形跡が見られないガイドライン項目・要件の例を以下に示す:
  - 第三者等から指摘があった場合の JBIC の対応 (ガイドライン P8)
  - 事態の改善が必要であると JBIC が判断した場合の適切な対応の要求、不適切な対応における貸付停止等の措置 (ガイドライン P8)
  - 第三者の求めに応じて行った情報提供 (ガイドライン P9)
  - 達成できない場合の借入人からの報告、問題が生じた場合のステークホルダーとの協議 (ガイドライン P10)
  - 用地取得を伴わない生計手段の喪失 (ガイドライン P14)
  - 影響を受ける先住民族の諸権利の尊重及び合意の有無 (ガイドライン P14)。
  - 第三者等から指摘があった場合のステークホルダーの参加による対策の協議・検討 (ガイドライン P14)

コメント3:

少なくとも全てのカテゴリ A 案件及び複数の他カテゴリ案件で、案件別にガイドライン第二部の各項目の達成状況を詳細に記載すべきである。

- ・ 報告書内では、「～の例がある」「ケースが多い」等、一部の事例を挙げたり、抽象的な表現に終始しているが、一部の事例や抽象的表現のみでは、適切に実施されているとの結論を導き出すのは論理的に不可能である。これらの記載は全面的に書き直す必要がある。
- ・ JBIC 国際金融等業務のガイドライン実施状況調査では、内容は不十分であるものの、すべてのカテゴリ A 案件のガイドライン第二部の実施状況を記載している。

コメント4：

実施状況を確認する際は、ガイドラインの限定的な解釈をするべきではない。

- ・ 報告書内でガイドラインの限定的な解釈をしている例を以下に示す：
  - 代替案の検討範囲が「最小化」に置かれているが、「回避」できたかどうかに関する評価が記載されていない。例えば P23 の事例 2 はゴール港開発事業だと思われるが、現地の専門家や環境 NGO は、さんご礁の破壊等に対して懸念を表明しており、必ずしも環境社会影響の「回避」は図れていない。報告書ではこうした課題は十分に検討されていない。
  - ガイドライン上は用地取得を伴う影響と共に、用地取得を伴わない生計手段の喪失に関しても十分な補償や支援が提供されることになっているが（ガイドライン P14）、報告書内では、これを住民移転と用地取得のみに限定している（報告書 P35）。
  - ガイドラインでは「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考えに沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない（ガイドライン P14）」と規定されているが、報告書内では「国内法を踏まえ、先住民族・少数民族への配慮が適切になされることを確認している」と記載しており、ガイドラインを誤って解釈している可能性がある（報告書 P39）。

コメント5：

JBIC の判断の妥当性や内容面の評価を行うべきである。

- ・ 妥当性や内容面の評価が欠如している例を以下に示す：
  - カテゴリ分類の妥当性に関する評価が行われていない（報告書 P17）。
  - 住民参加やステークホルダーとの協議の質に関する内容の評価が行われていない（報告書 P24 及び P32）。例えば、P24 の事例 1 は、オリッサ森林開発事業だと思われるが、コンサルテーションでは、実施機関側の一方的な説明がほとんどで、住民が意見を表明できる機会が与えられなかった。
  - 環境アセスメント報告書、環境管理計画、環境モニタリング計画、住民移転計画書等の内容に関する評価が十分に行われていない（報告書 P30、P35、P41）。
  - モニタリング結果の内容面の評価が十分に行われていない（報告書 P40）。

コメント6：

「用地取得や住民移転の手続き等が進められているケースが多い（報告書 P40）」との記載があるが、少なくとも移転が開始された案件については、被影響住民の聞き取り調査を実施し、ガイドラインが適切に実施されているかどうかを確認するべきである。

- ・ 国際金融公社（IFC）のセーフガード政策調査では 25 件の事例調査が実施され、アジア開発銀行（ADB）のセーフガード政策の調査では延べ 43 件の事例調査が実施され、パフォーマンス面での調査が行われている。
- ・ ADB の非自発的移転政策に関する事例調査では、プロセス上の要件 39 項目、パフォーマンス上の要件 16 項目について調査されている。

コメント7：

不遵守の可能性の高い箇所については、特に事実関係の詳細と対応策を明確にするべきである。

- ・ 不遵守の可能性が高い箇所の例を以下に示す：
  - カテゴリ分類は、セクター、特性、地域によって分類されるものだが、緩和策の内容によってカテゴリ分類の変更を行っているケースがある（報告書 P17 脚注 34）
  - 「大きな環境影響が想定されない等の理由により代替案の検討が必要ないと判断され、その実施が確認されない案件があった」との記載があるが、その判断根拠を明らかにするべきである（報告書 P23）。
  - 「環境影響や用地取得が小規模な場合は（中略）、モニタリング計画自体の作成が確認できない案件もあった」との記載があるが、その判断根拠を明らかにするべきである（報告書 P32）。
  - 住民協議の代わりに「パブリック・ヒアリングを行っているケースもある」との記載があるが、その同一性を判断した根拠を明らかにするべきである（報告書 P33）。
  - スクリーニング終了後の情報公開を行っていない案件がカテゴリ B 及び C で 1 件ずつあったとの記載があるが、その案件名と理由を明らかにするべきである（報告書 P43）。

コメント 8 :

調査報告書は、少なくとも英語に翻訳し、被影響住民や途上国の NGO 等からのコメントを受け付けるべきである。

- ・ JBIC の国際金融等業務の実施状況調査報告書は英語に翻訳され、ウェブサイト上で公開されている。